

正 誤

平成23年3月29日付け岩手県報号外登載企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程（平成23年岩手県企業局管理規程第5号）

誤		正	
建設中の水力発電所及び風力発電所	業務課総括課長、業務課の課長若しくは担当課長、主任主査若しくは主査又はこれらに準ずる職にある者	建設中の水力発電所及び風力発電所	同上
建設中の水力発電所及び風力発電所	業務課総括課長、業務課の課長若しくは担当課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者又は施設総合管理所若しくは県南施設管理所の長、次長、課長、特命課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者	建設中の水力発電所及び風力発電所	業務課総括課長、業務課の課長若しくは担当課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者又は施設総合管理所若しくは県南施設管理所の長、次長、課長、特命課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者